

スキームの説明

平成15年4月

大和総研 制度調査室

スキームの説明

配当二重課税の排除のために、法人の支払配当の損金算入を認める。

損金算入額は、決算に関する取締役会で株主総会の議案として出すことが決定された配当予定額に基づいて、その配当の元となった事業年度の損金として申告し、株主総会で決議された配当額がこれと異なる場合は、修正申告を行う。

支払配当の損金算入を認める期間は、株主側の受取配当に対する新税制の適用時期(平成 15 年 4 月 1 日～)と対応させるため、平成 15 年 3 月に終了する事業年度(平成 15 年 3 月期)からとする。

配当の支払法人は、損金算入で税負担が軽減された分について、当初 5 年間は以下の目的に限って使用しなければならない。

1. さらに配当に回す。
2. 自己株式を取得する。

支払配当損金算入を導入した場合、現行の配当二重課税の調整方法は廃止される。具体的には、以下のとおりになる。

- 法人の受取配当益金不算入は廃止
- 個人の配当控除は廃止

個人株主については、大口株主等を含め、総合課税を廃止して申告不要に一本化する。当初 5 年間(平成 15 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日)は軽減税率 10%を適用できることとする。

上記措置による税収減は、当初 5 年間は超長期又は長期国債の発行で手当てする。ただし、5 年経過後は、財源は消費税率の引上げで手当てする。

1, 2 の各方法による支払法人、個人・法人株主のメリット・デメリット、税収の減少額をまとめると 3 ページ以降のとおりである。

目 次

スキームの説明	1
結 論	3
. メリット・デメリット	4
1. 支払配当を損金算入し、助かった税負担を配当にまわす場合	4
(1) 支払法人のメリット・デメリット	4
(2) 株主側のメリット・デメリット	5
2. 支払配当を損金算入し、助かった税額で自己株式を取得する場合	7
(1) 支払法人のメリット・デメリット	7
(2) 株主側のメリット・デメリット	8
. 税収の増減の試算	10
1. 支払配当を損金算入し、助かった税負担を配当にまわす場合	10
(1) 支払法人...法人税等の税収減	10
(2) 株主...所得税・法人税などの税収増	10
(3) 合計	11
2. 支払配当を損金算入し、助かった税額で自己株式を取得する場合	12
(1) 支払法人...法人税等の税収減	12
(2) 株主...所得税・法人税などの税収増	12
(3) 合計	14
別 表	15

結論

・メリット・デメリット

以下のとおり、1 の場合は、支払法人に損得はなく、株主にメリットがある。

2 の場合は支払法人には、将来の配当対象株数の減少というメリットがある。

一般の個人株主には、直接には、損得はない。

課税所得が少ない個人株主や法人株主の場合は、配当だけを考えれば、デメリットとなる。

もっとも、2 の場合は自己株式取得の結果、社外株数が減り、1 株あたり利益(EPS)、1 株あたり純資産(BPS)等が増加するので、株式価値の増加が期待できる。

1.支払配当を損金算入し、助かった税負担を配当にまわす場合

支払法人...助かった税額を配当にまわすので、結局、支払い金額は同じ
株主...配当の手取りが増加する。

2.支払配当を損金算入し、助かった税額で自己株式を取得する場合

支払法人...取得した自己株式の将来の配当が減少するため、得である。

株主...個人株主は、当初から申告不要を選択している限り、配当の税引き後の手取り金額は変わらない。

当初総合課税を選択していた場合や総合課税を適用されていた場合は、配当控除の適用は受けられなくなる。しかし、税率が10%となるため、ごく一部の株主を除いて配当の手取りは増加する。

法人株主は、益金不算入がなくなる分、手取りの配当額は減少する。

ただし、自己株式取得に応じれば譲渡益又はみなし配当を得られる。

・税収への影響...5年間で約5~10兆円の税収減となる。

1.支払配当を損金算入し、助かった税負担を配当にまわす場合

...単年度で1.5兆円ないし1.9兆円、5年間で約7.4兆円ないし9.6兆円の税収減となる。

2.支払配当を損金算入し、助かった税額で自己株式を取得する場合

...単年度の税収は約0.9兆円ないし1.4兆円、5年間の税収は約4.7兆円ないし6.9兆円減少する。

解説

・メリット・デメリット

1. 支払配当を損金算入し、助かった税負担を配当にまわす場合

(1) 支払法人のメリット・デメリット

支払配当の損金算入による法人税等の減少額を配当に回すため、社外に流出する現金は、結局、プラスマイナス0となる。

法人税等の税負担の減少額

例えば、法人の支払配当額を1株あたり100とすると、100を損金に算入することで法人税等の額は、1株当たりについて、以下の額だけ減少する。

$$\text{法人税等減少額} = 100 \times 40(\text{実効税率}) = 40$$

さらに、その40を配当することで、 $40 \times 40 = 16$ の法人税等の額が減少する。これを繰り返していくと、初項100、公比0.4(=実効税率40%)の無限等比級数になる。その結果、トータルの配当額は、次のようになる。

$$\text{トータルの配当額} = 100 \times 1 / (1 - 0.4) = 166.6666 \dots \dots \dots 166.7$$

即ち、今まで1株あたり100配当していたところを1株あたり166.7に増配することになる。増配分の66.7は、法人税額等の軽減額に等しい。これを5年間継続する。

$$\text{法人税額等の軽減額} = 166.7 \times 40\% = 66.68 \quad 66.7$$

配当負担

の1株あたりの法人税等の軽減額66.7だけ、支払配当も増加する。

(2)株主側のメリット・デメリット

受取配当額は増加するが、税負担も増加する。

しかし、当然のことながら両者をネットしても、受取配当は所得税を控除した分だけ増加する。

受取配当額

受取配当額は、毎年1株あたり66.7だけ増加する。

税負担

個人株主の場合、申告不要を選択していれば、元々、配当控除は適用されないため、影響ない。

スキームでは、全ての個人株主の受取配当について、総合課税を廃止して申告不要制度に一本化し、当初5年間は10%の軽減税率を適用することとしている。これにより、総合課税しか適用されない株主(発行済株式数の5%以上を所有する大株主又は未公開会社の株主)についても、税負担は軽減される。

申告不要よりも総合課税を選択した方が得な層(課税所得金額330万円以下の層)は、配当に適用される税率が高くなる。しかし、の受取配当額そのものが増加するため、のネットベースの受取配当は増加する。

法人株主の場合は、益金不算入適用が無くなるため、受取配当に対する税率は高くなる。現行の益金不算入割合は、原則50%で、発行済株式数の25%以上を所有する法人株主の場合は100%である。

50%益金不算入の適用を受けていた法人株主の場合は、益金不算入廃止により配当に関する実効税率は倍になる。100%益金不算入の適用を受けていた法人株主の場合は、今まで非課税であったものが、課税対象となる。

しかし、の受取配当額そのものが増加するため、50%益金不算入の適用を受けていた法人株主の場合は、のネットベースの受取配当は増加する。100%益金不算入の適用を受けていた法人株主の場合は、増減無しになる。

ネットの受取配当額

個人株主のネットの1株あたり受取配当額は次のように変化する。

ア．申告不要を選択している個人株主のネットの受取配当額

$$\text{スキーム導入前の受取額} = 100 \times (1 - 10\%) = 90$$

$$\text{スキーム導入後の受取額} = 166.7 \times (1 - 10\%) = 150$$

$$\text{増加額} = 150 - 90 = 60$$

イ．所有株式数 5%以上の大株主および未公開会社の株主のネットの受取配当額

スキーム導入前の受取額（配当控除後の最高税率で計算）

$$= 100 \times (1 - 43.6\%) = 56.4$$

スキーム導入後の受取額(10%の申告不要) = $166.7 \times (1 - 10\%) = 150$

$$\text{ネットの受取配当の増加額} = 150 - 56.4 = 93.6$$

ウ．課税所得金額 330 万円以下の株主

スキーム導入前の受取額（配当控除後の税率で計算）

$$= 100 \times (1 - 2.2\% \text{ or } 7.2\%) = 97.8 \text{ or } 92.8$$

スキーム導入後の受取額(10%の申告不要)で計算

$$= 166.7 \times (1 - 10\%) = 150$$

$$\text{ネットの受取配当の増加額} = 150 - 97.8 \text{ or } 92.8 = 52.2 \text{ or } 57.2$$

法人株主のネットの受取配当額は次のようになる。

ア．一般の法人株主（益金不算入割合が 50%）

$$\begin{aligned} \text{スキーム導入前の受取額} &= 100 - (100 \times \text{益金算入割合 } 50\% \times \text{実効税率 } 40\%) \\ &= 80 \end{aligned}$$

$$\text{スキーム導入後の受取額} = 166.7 \times (1 - \text{実効税率 } 40\%) = 100$$

$$\text{増加額} = 100 - 80 = 20$$

イ．関係法人株式等（その株主の株式所有割合が 25%以上)の法人株主（益金不算入割合が 100%）

$$\text{スキーム導入前の受取額} = 100$$

$$\text{スキーム導入後の受取額} = 166.7 \times (1 - \text{実効税率 } 40\%) = 100$$

$$\text{増加額} = 100 - 100 = 0$$

2. 支払配当を損金算入し、助かった税額で自己株式を取得する場合

(1) 支払法人のメリット・デメリット

支払配当の損金算入による法人税等の減少額を自己株式取得に回すため、社外に流出する現金は、結局、プラスマイナス0となる。

ただし、取得した自己株式の配当分、配当負担は減少する。(一株配を増やす余力ができる。)

法人税等の税負担の減少額

法人の支払配当額を1株あたり100とすると、100を損金に算入することで、1株当たりにつき、以下の法人税等の額が減少することになる。

$$\text{法人税等減少額} = 100 \times 40\%(\text{実効税率}) = 40$$

この40を自己株式取得に回した場合、法人税等の軽減額は1株当たり40で打ち止めになる。これを5年間継続する。

自己株式取得を公開買付け等で行った場合、「みなし配当」が生じる可能性がある。ただし、このみなし配当は過年度において課税済みの内部留保(利益積立金)から支払われると考えられるため、新たに損金算入額を考慮する必要はない。

社外流出

の法人税等の軽減額分だけ、自己株式を取得するため、それだけ社外に現金が流出する。

配当負担

自己株式には配当は行われなため、自己株式として取得した株式の配当分、配当負担は減少する。

(2)株主側のメリット・デメリット

受取配当額は変化しない。そのため、税負担の増減がそのまま影響する。

ネットの受取配当の増減は次のとおりである。

個人株主 申告不要の株主...変化なし

5%以上の大株主、未公開会社の株主

...申告不要の適用可能となることで税負担は減少し、ネットの受取配当額は増加する。

その他の株主...配当控除の廃止により、税負担が増加するため、ネットの受取配当額は減少する。ただし、これは例外的な場合である。

法人株主 益金不算入の適用が廃止され、税負担が増加するため、ネットの受取配当額は減少する。ただし、発行会社の自己株式取得による株価上昇が期待できる。

自己株式の取得に応じれば、発行会社に引き渡した株式の対価を収入として得られる。この収入金額と当該株式の取得価額の差額が、差益となる。

受取配当額...受取配当額は、変わらない。

税負担...考え方は1と同じである。(ただし、受取配当額そのものは増加しないため、税率が高くなる場合は、そのまま税負担が増加する。)

ネットの受取配当額

個人株主の1株あたりのネットの受取配当額は次のように変化する。

ア．申告不要を選択している個人株主のネットの受取配当額

$$\text{スキーム導入前の受取額} = 100 \times (1 - 10\%) = 90$$

$$\text{スキーム導入後の受取額} = 100 \times (1 - 10\%) = 90$$

$$\text{増加額} = 90 - 90 = 0$$

イ．所有株式数5%以上の大株主および未公開会社の株主のネットの受取配当額

スキーム導入前の受取額(配当控除後の最高税率で計算)

$$= 100 \times (1 - 43.6\%) = 56.4$$

$$\text{スキーム導入後の受取額}(10\%の申告不要) = 100 \times (1 - 10\%) = 90$$

$$\text{ネットの受取配当の増加額} = 90 - 56.4 = 33.6$$

ウ．課税所得金額330万円以下の株主

スキーム導入前の受取額(配当控除後の税率で計算)

$$= 100 \times (1 - 2.2\% \text{ or } 7.2) = 97.8 \text{ or } 92.8$$

スキーム導入後の受取額(10%の申告不要)で計算

$$= 100 \times (1 - 10\%) = 90$$

ネットの受取配当の減少額 = 90 - 97.8 or 92.8 = 7.8 or 2.8

法人株主のネットの受取配当額は次のようになる。

ア．一般の法人株主（益金不算入割合が50%）

$$\begin{aligned} \text{スキーム導入前の受取額} &= 100 - (100 \times \text{益金算入割合 } 50\% \times \text{実効税率 } 40\%) \\ &= 80 \\ \text{スキーム導入後の受取額} &= 100 \times (1 - \text{実効税率 } 40\%) = 60 \\ \text{ネットの受取配当の減少額} &= 60 - 80 = 20 \end{aligned}$$

イ．関係法人株式等(その株主の株式所有割合が25%以上)の法人株主（益金不算入割合が100%）

$$\begin{aligned} \text{スキーム導入前の受取額} &= 100 \\ \text{スキーム導入後の受取額} &= 100 \times (1 - \text{実効税率 } 40\%) = 60 \\ \text{ネットの受取配当の減少額} &= 60 - 100 = 40 \end{aligned}$$

自己株式の取得

自己株式の取得に応じれば、発行会社に引き渡した株式の対価を収入として得られる。この収入金額と当該株式の取得価額の差額が、差益となる。

自己株式の取得が市場買付けで行われた場合、株主側から見れば、引き渡した株式の対価は譲渡収入となり、当該株式の取得価額との差額が譲渡益となる。

自己株式取得が公開買付けで行われた場合、引き渡した株式の対価と株式の取得価額との差額は、譲渡益とみなし配当に区分される。

・ 税収の増減の試算

1. 支払配当を損金算入し、助かった税負担を配当にまわす場合

(1) 支払法人（別表 1）…法人税等の税収減

1株あたりの支払配当が100から166.7に増加し、166.7が損金算入されたものとする。
この損金算入額の40%だけ、税負担が減少する。

税務統計の支払配当額の法人企業の配当額の過去5年分(平成7年度～平成11年度)の平均値は、約**4.6兆円**(46,040億円)である。

これをベースに支払法人の**法人税等の減少額を計算すると次のとおり約3.1兆円**である。

$$\text{法人税等の減少額} = 46,040 \text{ 億円} \times 1.667 \times 40\% = 30,700 \text{ 億円}$$

(2) 株主…所得税・法人税などの税収増

個人株主の受取配当については、所有比率や公開・未公開別の税務のデータはないため、以下の方法で計算をする。

個人株主は全て申告不要を選択しているものと仮定して、税額の増加を計算する。

(別表 2)

個人の配当所得(平成8～12年度)の平均値は、約**1.7兆円**(17,193億円)

スキーム導入前の税額 = 17,193億円 × 10%(申告不要の税率) = 1,719億円

スキーム導入後の税額 = 17,193億円 × 1.667 × 10%(申告不要の税率) = 2,866億円

税額の増加 = 2,866億円 - 1,719億円 = 1,147億円

配当控除廃止による税収の増加額を計算する。

= 配当控除額(平成8～12年度の平均値) 226億円

と の合計 = 1,147億円 + 226億円 = **1,373億円**

法人株主の受取配当については、次の方法で計算している。

受取配当金額を推計する。50%の益金不算入割合が適用されるのは、平成14年度からである。税務統計は、平成12年度分までしかないので、改正前の80%の益金不算入割合に基づき、以下の算式で税負担の増加額を計算する。その結果、法人の受取配当額は約**2.2兆円**となる。

受取配当額 = 益金不算入額 ÷ 80% + 負債利子控除額 = 21,758億円

上記の法人の受取配当金額に基づき、次の2パターンで税負担の増加を計算する。

パターン1 益金不算入割合50%と仮定…約**1兆円**の税収増 (別表3)

スキーム導入前

$$\text{課税対象額} = 21,758 \text{ 億円} \times 50\% = 10,879 \text{ 億円}$$

$$\text{税額} = 10,879 \text{ 億円} \times 40\% = 4,352 \text{ 億円}$$

スキーム導入後

$$\text{課税対象額} = 21,758 \text{ 億円} \times 1.667 = 36,271 \text{ 億円}$$

$$\text{税額} = 36,271 \text{ 億円} \times 40\% = 14,508 \text{ 億円}$$

$$\text{税負担の増加額} = 14,508 \text{ 億円} - 4,352 \text{ 億円} = 10,156 \text{ 億円}$$

パターン 2 益金不算入割合 100%と仮定...約 1.5 兆円の税収増 (別表 4)

スキーム導入前

$$\text{課税対象額} = 0 \text{、したがって税額も } 0$$

スキーム導入後

$$\text{課税対象額} = 21,758 \text{ 億円} \times 1.667 = 36,271 \text{ 億円}$$

$$\text{税額} = 36,271 \text{ 億円} \times 40\% = 14,508 \text{ 億円}$$

$$\text{税負担の増加額} = 14,508 \text{ 億円} - 0 \text{ 円} = 14,508 \text{ 億円}$$

個人株主、法人株主の合計で、約 1.2 兆円(11,529 億円)ないし約 1.6 兆円(15,881 億円)、**税収は増加する。**

(3)合計

支払法人の法人税等の軽減額と株主の税額の増加を相殺すると、税収は**単年度で約 1.5 兆円ないし 1.9 兆円減少する。**

$$\text{税収減} = 30,700 \text{ 億円} + 11,529 \text{ 億円} = 19,171 \text{ 億円 ないし}$$

$$\text{税収減} = 30,700 \text{ 億円} + 15,881 \text{ 億円} = 14,819 \text{ 億円}$$

5 年間の税収は約 7.4 兆円ないし 9.6 兆円減少する。

$$5 \text{ 年間の税収減} = 19,171 \text{ 億円} \times 5 \text{ 年} = 95,855 \text{ 億円 ないし}$$

$$5 \text{ 年間の税収減} = 14,819 \text{ 億円} \times 5 \text{ 年} = 74,095 \text{ 億円}$$

2. 支払配当を損金算入し、助かった税額で自己株式を取得する場合

(1) 支払法人（別表 5）...法人税等の税収減

支払配当が損金算入されたものとする。

この損金算入額の 40% だけ、税負担が減少する。

税務統計の支払配当額の法人企業の配当額の過去 5 年分(平成 7 年度～平成 11 年度)の平均値は、約 **4.6 兆円**(46,040 億円)である。

これをベースに支払法人の法人税等の減少額を計算すると次のとおり約 **1.8 兆円**である。

$$\text{法人税等の減少額} = 46,040 \text{ 億円} \times 40\% = 18,416 \text{ 億円}$$

(2) 株主...所得税・法人税などの税収増

個人株主の受取配当については、所有比率や公開・未公開別の税務のデータはないため、以下の方法で計算をする。

個人株主は全て申告不要を選択しているものと仮定して、税額の増加を計算する。

(別表 6)

個人の配当所得(平成 8～12 年度)の平均値は、約 1.7 兆円(17,193 億円)

スキーム導入前の受取配当の税額

$$= 17,193 \text{ 億円} \times 10\% (\text{申告不要の税率}) = 1,719 \text{ 億円}$$

スキーム導入後の受取配当の税額

$$= 17,193 \text{ 億円} \times 10\% (\text{申告不要の税率}) = 1,719 \text{ 億円}$$

$$\text{税額の増加} = 1,719 \text{ 億円} - 1,719 \text{ 億円} = 0 \text{ 円}$$

配当控除廃止による税収の増加額を計算する。

$$= \text{配当控除額(平成 8～12 年度の平均値)} 226 \text{ 億円}$$

$$\text{との合計} = 226 \text{ 億円} = \mathbf{226 \text{ 億円}}$$

法人株主の受取配当については、次の方法で計算している。

受取配当金額を推計する。推計方法は 1. のケースと同じであり、法人の受取配当額は約 **2.2 兆円**となる。

$$\text{受取配当額} = \text{益金不算入額} \div 80\% + \text{負債利子控除額} = 21,758 \text{ 億円}$$

上記の法人の受取配当金額に基づき、次の 2 パターンで税負担の増加を計算する。

パターン 1 益金不算入割合 50%と仮定...約 **0.4 兆円**の税収増 (別表 7)

スキーム導入前

課税対象配当額 = 21,758 億円 × 50% = 10,879 億円

税額 = 10,879 億円 × 40% = 4,352 億円

スキーム導入後

課税対象配当額 = 21,758 億円

税額 = 21,758 億円 × 40% = 8,703 億円

税負担の増加額 = 8,703 億円 - 4,352 億円 = 4,351 億円

パターン 2 益金不算入割合 100%と仮定...約 0.9 兆円の税収増 (別表 8)

スキーム導入前

課税対象額 = 0、したがって税額も 0

スキーム導入後

課税対象額 = 21,758 億円

税額 = 21,758 億円 × 40% = 8,703 億円

税負担の増加額 = 8,703 億円 - 0 円 = 8,703 億円

個人株主、法人株主の合計で、約 0.5 兆円(4,577 億円)、ないし約 0.9 兆円(8,929 億円)の税収増加

(3)合計

支払法人の法人税等の軽減額と株主の税額の増加を相殺すると、**単年度の税収は約 0.9 兆円ないし 1.4 兆円減少する。**

税収減 = 18,416 億円 + 4,577 億円 = 13,839 億円 ないし

税収減 = 18,416 億円 + 8,929 億円 = 9,487 億円

5 年間の税収は約 4.7 兆円又は 6.9 兆円減少する。

5 年間の税収減 = 13,839 億円 × 5 年 = 69,195 億円 ないし

5 年間の税収減 = 9,487 億円 × 5 年 = 47,435 億円

(注)なお、自己株式取得に応じた場合、株主は引き渡した株式の対価を発行会社(支払法人)から受け取る。この株式の対価と引き渡した株式の取得価額との差額が株主の配当又は譲渡益となる。個々の株主の取得価額は不明であるため、仮に自己株式取得金額の 5.25%(旧源泉分離課税のみなし利益率)だけ、配当又は譲渡益が生じたと仮定した場合、個人株主・法人株主の税負担は、次の金額だけ増加する。

自己株式取得金額(= 法人税等の減少額) = 18,416 億円

これは、株主側から見れば、自己株式取得に応じて引き渡した株式の対価となる。株式分布状況調査によれば、上場株式の 20%を個人、60%を法人が所有している。仮にこの割合に応じて個人株主、法人株主が自己株式取得に応じたと仮定すると、個人株主、法人株主の株式の対価は各々次のようになる。

個人株主の株式の対価 = $18,416 \text{ 億円} \times 25\% (= 20\% / (20\% + 60\%)) = 4,604 \text{ 億円}$

法人株主の株式の対価 = $18,416 \text{ 億円} \times 75\% (= 60\% / (20\% + 60\%)) = 13,812 \text{ 億円}$

個人株主、法人株主とも、株式の対価の 5.25%だけ利益を得たと仮定すると、各々の利益は次のようになる。

個人株主の利益 = $4,604 \text{ 億円} \times 5.25\% = 242 \text{ 億円}$

法人株主の利益 = $13,812 \text{ 億円} \times 5.25\% = 725 \text{ 億円}$

個人株主の税率を配当、株式譲渡益共に 10%とすると

個人株主の税額 = $242 \text{ 億円} \times 10\% = 24 \text{ 億円}$

法人株主の税率は 40%とする(益金不算入不適用とする)と

法人株主の税額 = $725 \text{ 億円} \times 40\% = 290 \text{ 億円}$

合計すると、**約 0.03 兆円**(24 億円 + 290 億円 = 314 億円)の**税収増**となる。

別 表

1. 支払配当を損金算入し、助かった税負担を配当にまわす場合

(1) 支払法人

別表1 法人税等の税収減 (単位：億円)

年度 ¹	支払配当額	損金算入額 ²	減税額 ³
平成7年度	46,520	77,549	31,020
平成8年度	45,547	75,927	30,371
平成9年度	47,118	78,546	31,418
平成10年度	46,193	77,004	30,801
平成11年度	44,824	74,722	29,889
平均	46,040	76,749	30,700

1 平成12年度の数值もあるが、平成7～11年度分の支払配当を、平成8～12年度受け取ったと考え、当該期間のデータを用いた。

2 損金算入額 = 支払配当額 × 1.667

3 減税額 = 損金算入額 × 40%

(2) 株主

個人株主

別表2 個人株主の受取配当増加による税収増 (単位：億円)

年度	配当所得	税額	増加後の配当所得	配当増加後の税額	税収増 (-)
平成8年度	21,694	2,169	36,164	3,616	1,447
平成9年度	20,310	2,031	33,857	3,386	1,355
平成10年度	18,177	1,818	30,301	3,030	1,212
平成11年度	6,133	613	10,224	1,022	409
平成12年度	19,651	1,965	32,758	3,276	1,311
平均	17,193	1,719	28,661	2,866	1,147

= 配当所得 × 10%

= 配当所得 × 1.667

= 増加後の配当所得 × 10%

法人株主

別表3 益金不算入割合を50%と仮定した場合の法人株主の税負担増
(国・地方公共団体から見れば税収増)

現行の益金不算入割合50%での税負担 (単位：億円)

年 度	受取配当	課税対象額	税額
平成8年度	18,939	9,470	3,788
平成9年度	18,488	9,244	3,698
平成10年度	20,371	10,185	4,074
平成11年度	30,013	15,006	6,003
平成12年度	20,981	10,490	4,196
平 均	21,758	10,879	4,352

= 受取配当 × (1 - 益金不算入割合 50%)
= 課税対象額 × 40%(法人の実効税率)

受取配当増加、益金不算入廃止後の税負担 (単位：億円)

年 度	増加後の 受取配当	課税対象額	税額
平成8年度	31,572	31,572	12,629
平成9年度	30,820	30,820	12,328
平成10年度	33,958	33,958	13,583
平成11年度	50,031	50,031	20,012
平成12年度	34,975	34,975	13,990
平 均	36,271	36,271	14,508

= 受取配当 × 1.667
= 増加後の受取配当 × 100%(全額益金算入)
= 課税対象額 × 40%(法人の実効税率)

税収増 (単位：億円)	
年 度	税収増
平成8年度	8,841
平成9年度	8,630
平成10年度	9,509
平成11年度	14,010
平成12年度	9,794
平 均	10,157

税収増 = -

別表4 益金不算入割合を100%と仮定した場合の法人株主の税負担増
(国・地方公共団体から見れば税収増)

現行の益金不算入割合100%での税負担 (単位:億円)

年 度	受取配当	課税対象額	税額
平成8年度	18,939	0	0
平成9年度	18,488	0	0
平成10年度	20,371	0	0
平成11年度	30,013	0	0
平成12年度	20,981	0	0
平 均	21,758	0	0

= 受取配当 × (1 - 益金不算入割合100%)

= 課税対象額 × 40%(法人の実効税率)

受取配当増加、益金不算入廃止後の税負担 (単位:億円)

年 度	増加後の 受取配当	課税対象額	税額
平成8年度	31,572	31,572	12,629
平成9年度	30,820	30,820	12,328
平成10年度	33,958	33,958	13,583
平成11年度	50,031	50,031	20,012
平成12年度	34,975	34,975	13,990
平 均	36,271	36,271	14,508

= 受取配当 × 1.667

= 増加後の受取配当 × 100%(全額益金算入)

= 課税対象額 × 40%(法人の実効税率)

税収増 (単位:億円)

年 度	税収増
平成8年度	12,629
平成9年度	12,328
平成10年度	13,583
平成11年度	20,012
平成12年度	13,990
平 均	14,508

税収増 = -

2. 支払配当を損金算入し、助かった税額で自己株式を取得する場合

(1) 支払法人

別表5 法人税等の税収減 (単位：億円)

年度 ¹	支払配当額	損金算入額	減税額
平成7年度	46,520	46,520	18,608
平成8年度	45,547	45,547	18,219
平成9年度	47,118	47,118	18,847
平成10年度	46,193	46,193	18,477
平成11年度	44,824	44,824	17,930
平均	46,040	46,040	18,416

1 平成12年度の数値もあるが、平成7～11年度分の支払配当を、平成8～12年度受け取ったと考え、当該期間のデータを用いた。

損金算入額 = 支払配当額

減税額 = 損金算入額 × 40%

(2) 株主

個人株主

別表6 個人株主の受取配当増加による税収増 (単位：億円)

年度	スキーム導入前の 配当所得	税額	スキーム導入後の 配当所得	損金算入後の 税額	税収増 (-)
平成8年度	21,694	2,169	21,694	2,169	0
平成9年度	20,310	2,031	20,310	2,031	0
平成10年度	18,177	1,818	18,177	1,818	0
平成11年度	6,133	613	6,133	613	0
平成12年度	19,651	1,965	19,651	1,965	0
平均	17,193	1,719	17,193	1,719	0

= 配当所得 × 10%

= 配当所得

= 損金算入後の配当所得 × 10%

要するにスキーム導入前後で配当所得・税額は変化はない。

法人株主

別表7 益金不算入割合を50%と仮定した場合の法人株主の税負担増
(国・地方公共団体から見れば税収増)

現行の益金不算入割合50%での税負担 (単位：億円)

年 度	受取配当	課税対象額	税額
平成8年度	18,939	9,470	3,788
平成9年度	18,488	9,244	3,698
平成10年度	20,371	10,185	4,074
平成11年度	30,013	15,006	6,003
平成12年度	20,981	10,490	4,196
平 均	21,758	10,879	4,352

- = 受取配当 × (1 - 益金不算入割合 50%)
= 課税対象額 × 40%(法人の実効税率)

益金不算入廃止後の税負担 (単位：億円)

年 度	受取配当	課税対象額	税額
平成8年度	18,939	18,939	7,576
平成9年度	18,488	18,488	7,395
平成10年度	20,371	20,371	8,148
平成11年度	30,013	30,013	12,005
平成12年度	20,981	20,981	8,392
平 均	21,758	21,758	8,703

- = 受取配当
= 支払法人での損金算入後の受取配当 × 100%(全額益金算入)
= 課税対象額 × 40%(法人の実効税率)

税収増 (単位：億円)	
年 度	税収増
平成8年度	3,788
平成9年度	3,698
平成10年度	4,074
平成11年度	6,003
平成12年度	4,196
平 均	4,352

税収増 = -

別表8 益金不算入割合を100%と仮定した場合の法人株主の税負担増
(国・地方公共団体から見れば税収増)

現行の益金不算入割合100%での税負担 (単位：億円)

年 度	受取配当	課税対象額	税額
平成8年度	18,939	0	0
平成9年度	18,488	0	0
平成10年度	20,371	0	0
平成11年度	30,013	0	0
平成12年度	20,981	0	0
平 均	21,758	0	0

= 受取配当 × (1 - 益金不算入割合100%)
= 課税対象額 × 40%(法人の実効税率)

益金不算入廃止後の税負担 (単位：億円)

年 度	受取配当	課税対象額	税額
平成8年度	18,939	18,939	7,576
平成9年度	18,488	18,488	7,395
平成10年度	20,371	20,371	8,148
平成11年度	30,013	30,013	12,005
平成12年度	20,981	20,981	8,392
平 均	21,758	21,758	8,703

= 受取配当 × 1.667
= 増加後の受取配当 × 100%(全額益金算入)
= 課税対象額 × 40%(法人の実効税率)

税収増 (単位：億円)	
年 度	税収増
平成8年度	7,576
平成9年度	7,395
平成10年度	8,148
平成11年度	12,005
平成12年度	8,392
平 均	8,703

税収増 = -

別表 消費税による税収

(単位：億円)

年 度	国税分	地方税分	税率	1%あたりの 税収
平成 8 年度	62,491	-	3%	20,830
平成 9 年度	74,264	13,062	5%	17,465
平成 10 年度	83,804	20,319	5%	20,825
平成 11 年度	85,894	21,272	5%	21,433
平成 12 年度	81,906	20,369	5%	20,455
平 均	77,672	18,756	-	19,285